

# D B等他制度加入者の i D e C o 掛金の 拠出限度額見直しに伴う加入者掛金額変更届出書 の事前受付について

2024年12月（2025年1月引落分）から、D B等の他制度に加入している方の i D e C o 掛金の拠出限度額が月額12,000円から最大20,000円に引き上げられます。

下記のとおり事前受付を行いますので、掛金額の変更を希望される方は、お手続きくださいますようお願い申し上げます。

## 制度改正の概要

- ◆ D B等<sup>※1</sup>の他制度に加入している方の i D e C o 掛金の拠出限度額が12,000円から最大20,000円に引き上げられます。<sup>※2</sup>

(※1) 確定給付企業年金(D B)、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度

(※2) i D e C o 掛金の拠出限度額 = 「月額55,000円 - (各月の企業型D Cの事業主掛金額 + D B等の他制度掛金相当額)」(上限2万円)

⇒詳細は厚生労働省のホームページ(企業年金に加入する者の i D e C o の拠出限度額の見直し)をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/2020kaisei.html#202412>

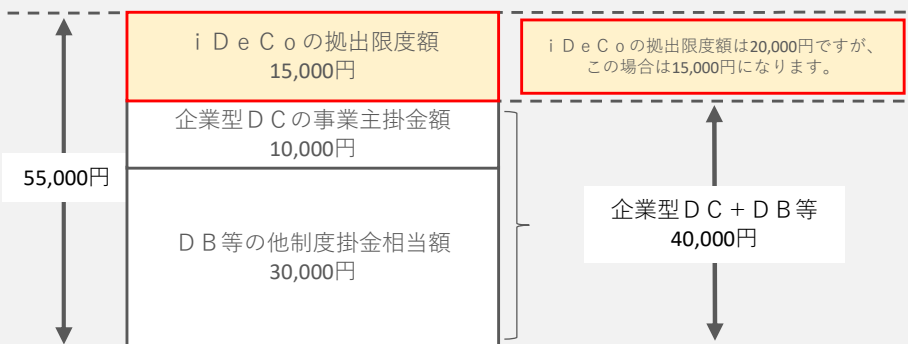


### 【拠出限度額に関する注意事項】

各月の企業型D Cの事業主掛金額やD B等の他制度掛金相当額の評価額によっては、i D e C o 掛金の拠出限度額が20,000円とならない場合があります。

必ずご自身の拠出限度額をご確認のうえ、掛金額変更をお申し出ください。

例：企業型D CとD B等の他制度に加入していて、各月の掛金額を合算した額が4万円の場合(月額55,000円 - 40,000円 = 15,000円が上限)



## 事前受付方法

### ◆ 対象者

D B等の他制度に加入している第2号被保険者のうち、次の条件を満たす方

- ①2024年12月分(2025年1月引落分)掛金から変更される方
- ②現在の掛金納付方法が毎月定額の方<sup>※</sup>

(※)現在の納付方法が「毎月定額」以外の方は、毎月定額拠出への変更手続きが必要です。詳しくは信用金庫までお問い合わせください。

### ◆ 事前受付期間

2024年9月2日(月)～2024年10月31日(木)

### ◆ 事前受付方法

事前受付用の専用届出書をご提出ください。

## お問い合わせ先

J P E Cコールセンター (平日) 0120-082-011 (土日) 0120-217-011  
(海外・平日) 045-650-2525 (海外・土日) 03-6625-5145

受付時間：月～金 9:00～20:00 土・日 9:00～17:00 ※祝日は受付不可